

# 三重県プロモーション動画制作業務 仕様書

## 1 業務名及び適用範囲

三重県プロモーション動画制作業務（以下「本業務」という。）  
本仕様書は三重県が業務受託者に委託して実施する本業務に適用する。

## 2 本業務の目的

三重県が有する価値・魅力を戦略的にプロモーションする取組の一つとして、令和6年3月に「三重県」の統一イメージを醸成し、認知度向上につながる「美し国みえプロモーション動画」を制作した。

「美し国みえプロモーション動画」は、これまでYoutubeやSNSでの発信のほか、県内外でのイベント・会議などでの放映など三重県の認知度向上に向けて広く活用されているが、制作から約3年が経過することから、新たに整備された地域資源や顕在化した課題をふまえ、新たに認知度向上につながるプロモーション動画を制作する。

（参考）

「美し国みえプロモーション動画」

全体版：<https://www.pref.mie.lg.jp/MOVIE/v1001300013.htm>

アクセス&概要編：<https://www.pref.mie.lg.jp/MOVIE/v1137700001.htm>

## 3 業務期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和8年12月15日（火）まで

## 4 業務実施体制

### （1）業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

### （2）連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

## 5 業務内容

### （1）プロモーション動画制作・納品

#### ア 概要

- ・古くから三重県を象徴している「美（うま）し国」をキーコンセプトとし、メインターゲット層である潜在層（三重県や三重県の魅力をよく知らない層）に向けて、三重県を紹介し様々な魅力を伝えることで、本県の認知度の向上につながる動画を制作すること。
- ・上記のキーコンセプトに基づいて、興味を引くような工夫を凝らした魅力的な内容とすること。

## 【詳細】

- ・下記の三重県が「美し国」と呼ばれている由来とその魅力を伝えるとともに、三重県の5地域（北勢、中勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州）ごとの魅力や特徴等が伝わるようにコンテンツを選定すること。
  - ・上記の5地域それぞれの地域の魅力がPRできるように本県の地域資源（カテゴリー：自然、食、歴史や伝統文化、暮らしやすさ、観光、産業など）から幅広くコンテンツを選定すること。
- ※5地域それぞれに上記カテゴリー全てを入れる必要はなく、それぞれの地域の特徴が魅力的に伝わるようにコンテンツを選定すること。

（参考） 「美(うま)し国」とは

三重は海や山の豊かな自然に恵まれ、人が暮らすのに理想的な地域として、古くから「美し国」と呼ばれてきました。「美し」という言葉には、「満ち足りてここちよい」という意味があります。三重県には、訪れる人も暮らす人も、心が満たされる風景が広がっています。東には伊勢湾に沿って平野が弧を描くように広がり、西には山々と盆地を、南には紀伊山地と熊野灘、リアス海岸を有しています。その多様な地形は、四季折々の表情と海と山の豊かな幸をもたらしてきました。

千年以上も紡がれてきた伊勢神宮や熊野古道伊勢路は「日本のこころの原点」を象徴する存在であり、今もなお多くの人々が訪れています。

三重県はかつての伊勢・伊賀・志摩・紀伊の4国から成った珍しい地であり、東西の人々が行き交う交通の要衝としても栄えてきました。多様な歴史と文化を大切にしながら、知恵と工夫で新しいものを絶えず生み出し続けています。

この地には、こうした日本のこころが息づいています。また、その感謝の気持ちを「おかげさま」という端的な言葉で暮らしの中に受け継いできた人々。まさに三重は、人と人、人と地域、人と自然の“絆”が保たれてきた地であると言えます。

### \* 「美し国」

文献では「日本書紀」巻六 垂仁天皇 25年3月の条、天照大神の祭祀（天照大神をお祀りする宮地を探す）を倭姫命に託した次の一節に初見されます。

### 【日本書紀原文】

是神風伊勢国則常世之浪重浪帰国也、傍国可怜国(うましくに)也。欲居是国。

### 【意味】

この神風の伊勢国は、常世の波がしきりに打ち寄せる国である。大和の傍らにある国で、美しいよい国である。この国におりたいと思う。(と伊勢の地まで来られた倭姫命に天照大神が告げられました。)

(出典『美し国おこし・三重』基本構想「美し国おこし・三重」実行委員会)

## イ 動画の種類、動画再生時間

- ・下記表のものをウの必須言語（日本語、英語）ごとにそれぞれ作成すること。
- ・三重県の地理的な位置や大都市圏・主要空港からのアクセスを動画で紹介すること。

動画の種類	再生時間	本数
① プロモーション動画	10分程度	1本
② ①のダイジェスト版	5分程度	1本

## ウ 言語・音響

- ・動画で言語を使用する場合は、日本語、英語をそれぞれ必須とすること。
- ・動画コンテンツに込められた情報の表現力を向上させるため、効果的な音楽や効果音の挿入を行うこと。
- ・動画には必要に応じてナレーションや字幕などを動画上部に入れて制作すること。  
特に、動画内で紹介する地域資源の説明を字幕で入れること。
- ・BGM等用の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めた一切の手続き等を受託者の負担により行うこと。

## エ その他

- ・動画制作にあたっては、事前に絵コンテ等を用いて、構成イメージ等を三重県と協議のうえ決定してから実施すること。
- ・撮影場所、時間等を工夫することとし、撮影した映像等を使用する際に必要となる調整及び撮影許認可等の各種手続きを受託者にて行うこと。
- ・動画制作にあたっては新規撮影を基本とする。ただし、天候や季節等の関係で、適当な映像が撮影できなかった場合には、県と協議のうえで、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。  
なお、借用映像等を使用する際の費用の支払いも含めた一切の手続き等は受託者の負担により行うこと。
- ・制作する動画は、事業終了後に三重県が再編集等を行い、今後のプロモーションに向けて二次的利用が可能なものとする。
- ・制作する動画は、ウェブページやYouTube、Facebook、Instagramの動画共有サービスで再生可能なサイズおよびファイル形式のもの、ならびにプレイヤーによる再生可能形式のものとする。
- ・フルHD以上の解像度の動画を制作すること。
- ・紹介したコンテンツの位置情報について、動画の一部分に表示することで、紹介されているコンテンツが三重県のどこにあるのか視聴者に分かるよう制作すること。
- ・動画に係る映像・解説内容・字幕などの内容の一切について、三重県の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ・出演者は必須ではないが、出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続きは受託者にて行うこと。

## (2) その他

- ・事業実施にあたっては、企画提案コンペで提案を行った取組事項をもとに事業の内容・詳細を三重県と協議のうえ決定し、実施すること。
- ・仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定し実施すること。
- ・作業の方針、内容等につき疑義が生じた場合は、その都度三重県と協議のうえ対応すること。
- ・動画制作に係る撮影、編集、制作、運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、食費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て当初の契約金額に含むこと。

## 6 報告書及び成果物の提出

本業務終了後、履行期限までに事業実績に係る報告書2部を提出すること。報告書とは別に、

制作した動画等をウェブページやYouTube、Facebook、Instagramの動画共有サービスで再生可能なサイズおよびファイル形式でUSB等の電子媒体に記録して納品すること。その際、サムネイル画像も制作して納品すること。

加えて、プレイヤーによる再生可能形式にてDVDに記録して納品すること。

(1) 報告書記載事項

ア プロモーション動画制作の概要

- ・動画制作の内容等
- ・制作した動画、静止画の内容等

イ その他、三重県が指示したもの

(2) 成果物

ア ウェブアップロード用動画データ一式 (MP4形式)

(サムネイル画像含む)

イ プレイヤーによる再生用DVD2枚

(3) 納品期限 令和8年12月15日(火)

ただし、下記①～③を各期限までに県に提出すること。

① 動画の構成案及び紹介する地域資源の一覧 令和8年8月21日(金)

② 絵コンテ 令和8年9月11日(金)

③ 動画の初稿データ 令和8年11月6日(金)

(4) 提出先 三重県政策企画部国際戦略・プロモーション推進課

## 7 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 8 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

## 9 その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、三重県から求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は三重県と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。また、調査・分析・検討についても同様とし、必要に応じて現地調査・文献調査・アンケート・ヒアリング等を実施するも

のとする。作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに三重県と協議の上、対処するものとする。

### (3) 再委託

再委託を行う場合は、事前に三重県の実情を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて三重県が直接に指示監督する場合がある。

### (4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・WORD・EXCEL 形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

### (5) 遵守すべき法令等

ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。

イ 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

ウ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

### (6) 著作権

ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、三重県に帰属するものとする。ただし、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受託者に帰属するものとするが、三重県が本業務及び本業務終了後に無償で使用及び翻訳する権利を有するものとする。

イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。

ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。

エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。

オ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品等を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

カ 三重県は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

キ 受託者は、上記イ又はウに基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。

ク 前項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

サ 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。

シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

（ア）成果品を侵害のないものに改変すること。

（イ）三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

ス 前2項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

## （7）留意事項

ア 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

イ 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

（ア）断固として不当介入を拒否すること。

（イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

（ウ）委託者に報告すること。

（エ）業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

ウ 受託者がイの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

エ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

オ 受託者は、本仕様書に基づく作業により知り得た秘密を他に漏らし、また自己の利益のために利用しないこと。個人情報に関する利用等の侵害や漏洩等のないよう十分注意すること。

このことは本業務の契約期間終了後においても同様とする。

カ 本業務の実施にあたり、第三者に与えた損害等は、その原因が専ら三重県の責めに帰す場合を除き、すべて受託者の負担とし、紛争が生じた場合、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。

キ この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存すること。